

令和6年9月17日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木 隆司 様

鳥取県西部広域行政管理組合
一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会
委員長 崎田 省吾 

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会による新しい一般
廃棄物処理施設建設候補地の選定結果に関する検証結果報告書

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会（以下「本委員会」という。）は、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会（以下「用地選定委員会」という。）による建設候補地の選定結果（以下「用地選定委員会による建設候補地選定結果」という。）を検証するため、令和6年5月31日に設置された。

本委員会は、令和6年7月8日開催の第1回委員会から令和6年8月29日開催の第7回委員会まで計7回の審議を重ね、この間、用地選定委員会による建設候補地選定結果の検証にあたっては、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設意見調整委員会（以下「意見調整委員会」という。）から提出された意見書を踏まえ、公正かつ慎重な審議を行った。

本委員会における用地選定委員会による建設候補地選定結果に関する検証結果は、以下のとおりである。

記

第1 検証結果（結論）

用地選定委員会における用地選定の経緯及び意見調整委員会から鳥取県西部広域行政管理組合（以下単に「組合」という。）へ提出された意見書の内容を確認したうえで、これに基づき、本委員会において検証すべき事項を以下のとおり決定した。

これに加えて、意見調整委員会において、組合が見解を述べてもなお、彦名校区自治連合会（以下「自治連」という。）の理解が得られなかった項目（以下「見解が相違する項目」という。）に関する組合の見解についても、関連する検証事項の審議に合わせて検証を行うこととした。

検証事項1 候補地評価基準の妥当性

[見解が相違する項目]

- ・UPZの評価の必要性

検証事項2 最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定方法の妥当性

[見解が相違する項目]

- ・最終候補地評価における生物調査の必要性
- ・最終候補地評価における文化財に関する評価の必要性

- ・最終候補地評価における防災面の評価

検証事項 3 最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの基準の妥当性

[見解が相違する項目]

- ・最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性
- ・最終候補地評価における交通量調査に関する評価結果の妥当性
- ・最終候補地評価における相対評価の妥当性

意見調整委員会から提出された意見書において確認することを求められた三つの検証事項については、組合の候補地評価基準と比較対象とした自治体（組合と同様に候補地評価基準に基づき建設候補地を選定されている11自治体をいう。以下同じ。）の候補地評価基準を比較し、また、用地選定委員会の会議資料を改めて確認した。

これにより、用地選定委員会による建設候補地選定結果の合理性、適切性及び客観性について、詳細に検証を行った結果、用地選定委員会においては、適切な候補地評価基準に基づき、客観的な評価により審議が進められたものと認められた。

また、廃棄物処理施設の建設候補地の選定にあたっては、定性的なものを含めて総合的に建設候補地としての優位性を判定することが必要であり、用地選定委員会が、一次評価と二次評価において点数評価し、最終候補地評価で二つの候補地の優位性を判定したうえで、候補地の順位付けをされたことは、建設候補地の選定プロセスとしては適切なものであったと考えた。

以上のことから、用地選定委員会による建設候補地の選定は合理的に行われたものと考えた。

したがって、本委員会としては、用地選定委員会による建設候補地選定結果に疑義が生じるものではないと考えたことから、用地選定委員会の答申は有効になり得るものと考えた。

また、見解が相違する項目に関する組合の見解について、その妥当性を検証するため、意見調整委員会における自治連の意見及びその意見に対する組合の見解を確認することに加え、組合の候補地評価基準と比較対象とした自治体の候補地評価基準との比較や用地選定委員会の会議資料の確認を行った。

その結果、本委員会としては、組合の見解は合理的なものであることから、妥当なものであると考えた。

第2 結論に至った理由

1 本委員会において検証することになった経緯

意見調整委員会において、利害関係者が用地選定委員会の議事に加わった場合、原則として用地選定委員会の答申は無効と解するのが相当であるが、「事後の検証において、選定結果に疑義が生じなかった場合は、例外的に有効になり得る。」とされたことから本委員会において用地選定委員会による建設候補地選定結果の妥当性を検証することとなったものである。

2 本委員会における検証の進め方

本委員会は、自治連が疑義を抱いている最終候補地評価に関する妥当性を検証するにとどまらず、建設候補地の選定プロセス全般についても検証することで、用地選定委員会による建設候補地選定結果における疑義の有無を確認することとした。

そのため、一つ目は、候補地評価基準の妥当性を検証することとした。これは、候補地評価基準は、候補地選定の基準となるものであり、その検証結果によっては候補地選定の結果が変わり得るものであることから、その妥当性を検証することとしたものである。

二つ目は、自治連から提出された要求書に記載されている事項の多くが最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定結果に関するものであったことから、最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定方法について、その妥当性を検証することとした。

三つ目は、意見調整委員会から提出された意見書において、最終候補地選定における総合判定の基準の明確化について指摘があったことから、最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの基準について、その妥当性を検証することとした。

また、意見調整委員会から提出された意見書において、見解が相違する項目について言及されていないことから、本委員会は、建設候補地選定に関する自治連の理解を得るためには、見解が相違する項目に関する組合の見解についても検証する必要があると考え、意見調整委員会から確認を求められた検証事項に加えて、見解が相違する項目に関する組合の見解についても検証することとした。

3 検証事項の検証結果

本委員会において、意見調整委員会から提出された意見書において確認することを求められた三つの検証事項を詳細に検証するため、それぞれの検証事項において検証する項目を設定し、検証した。

(1) 検証事項 1 候補地評価基準の妥当性

ア 検証項目 第3回用地選定委員会で概成した候補地評価基準（案）の妥当性

(ア) 評価の進め方（評価の段階の数）の合理性

第3回用地選定委員会の時点における組合の候補地評価基準（案）における評価の段階の数は、2段階（一次評価及び二次評価は複数の調査対象地から1箇所の最終候補地評価の対象候補地を絞り込むための評価であるが、最終候補地評価は、一次評価及び二次評価を通じて絞り込んだ1箇所の対象候補地について候補地としての有効性を評価するものであり、候補地を絞り込むための評価ではないことから2段階とみなしたもの）となっていた。

本件に関する審議の過程において、本委員会委員から「候補地評価基準における評価の段階の数については、3段階あればよい、あるいは2段階であれば少ないという話ではなく、候補地評価基準における評価項目の数に注視して候補地評価基準の妥当性を確認すべきである。」との意見があったが、比較対象とした自治体における候補地評価基準を確認した結果、候補地を絞り込むための評価の段階は2段階とされている自治体が11自治体中8自治体と最も多くなっていることから、組合の候補地評価基準における段階の数の設定は合理的なものであると考えた。

(イ) 設定した評価項目の数の合理性

第3回用地選定委員会の時点における組合の候補地評価基準（案）における評価項目の数は、一次評価項目（32項目）及び二次評価項目（6項目）を合わせて38項目となっていた。

比較対象とした自治体における候補地評価基準を確認した結果、各自治体が様々な方法で評価が進められており、組合と同様に一次評価項目の数が二次評価項目の数よりも多い自治体もあれば、その逆となっている自治体もあった。このことについての優位差は認められなかった。

また、評価項目の数は、組合が38項目であったのに対し、比較対象とした自治体の

平均が36.1項目であり、非常に近いものであった。

なお、比較対象とした自治体の中で評価項目の数が57項目ある自治体があることから、この自治体の候補地評価基準を詳細に確認したところ、当該自治体は、一次評価においては各種の法律により開発が制限される区域に該当するか否か(30項目)、二次評価においては有効敷地面積や搬入道路の確保、土地の形状などに関する適・不適の判定(7項目)が行われ、最終評価においては道路状況、土地利用状況などの20項目について点数化されるものであった。また、当該自治体は公募により建設候補地の選定が進められていたことから、一次評価において多くの項目により評価が行われたものと考えられ、二次評価及び最終評価における評価項目の内容は、組合の用地選定方針における候補地抽出条件及び候補地評価基準における評価項目とおおむね一致するものであった。

以上のことから、本組合の候補地評価基準に設定した評価項目の数は合理的なものであると考えた。

(ウ) 評価項目ごとの配点に重み付けをしなかったことの適切性

第3回用地選定委員会の時点における組合の候補地評価基準(案)は、一次評価の項目として4つの基本評価項目が設定され、それぞれの基本評価項目において6から10の評価項目が設定されていた(合計で32項目)。また、二次評価の項目として2つの基本評価項目が設定され、それぞれの基本評価項目において1及び5の評価項目が設定されていた(合計で6項目)。これらの評価項目(全38項目)のうち、経済性に関する評価項目以外の37の評価項目は、配点が全て5点とされており、評価項目ごとの配点の重み付けはなされていなかった。

比較対象とした自治体における候補地評価基準を確認した結果、評価項目ごとに配点の重み付けをしていた自治体が11自治体中8自治体であったことから、組合の候補地評価基準における評価項目の重み付けに関して詳細に審議を行った。

用地選定委員会における評価項目ごとに配点の重み付けをするか否かに関する審議においては、評価項目ごとに配点の重み付けを定めることは、明確な根拠がなければその配点の説明が困難であるとされた結果一律に5点とされたものであった。ただし、組合の候補地評価基準(案)においては、基本評価項目に含まれる評価項目の数に違いがあることから、評価項目ごとの配点に重み付けがなされていなくても、基本評価項目ごとの重み付けがなされているものであった。

評価項目ごとの配点に重み付けをするか否かについては、もとより自治体あるいは用地選定委員会の裁量に委ねられているものであることから、評価項目ごとに配点の重み付けをしなかったことは候補地評価基準の適切性を欠くものではないと考えた。

(エ) 設定した評価項目の内容の合理性

第3回用地選定委員会の時点における組合の候補地評価基準(案)における評価項目は、上述のとおり一次評価及び二次評価において38の評価項目が設定されており、これに加えて最終候補地評価において大気、騒音、振動、悪臭、水質及び景観(定性的なもの)に関する調査項目が設定されているものであった。(希少種の生息及び文化財についても最終候補地評価の調査項目となっているが、ここでは一次評価の項目に含まれるものとして整理した。)

組合及び比較対象とした自治体における候補地評価基準は、各自治体が独自の評価項

目を設定しており、類似の評価項目であっても評価基準に差異が認められることから、これらを比較するために、組合の評価項目を26項目に整理した。そのうえで比較対象とした自治体における候補地評価基準を確認した結果、組合が設定した26項目のうち23項目は比較対象とした自治体においても採用されており、積雪寒冷特別地域、抵当権等の設定、施設整備スケジュールの3項目については、採用した自治体はなかった。また、比較対象とした自治体において採用され、組合が採用しなかった評価項目が2項目あったが、土地利用の履歴については組合を含む12自治体中3自治体が、熱回収施設の有無については組合を含む12自治体中2自治体が採用している項目であった。

なお、最終候補地評価において実施する大気等の評価項目は、比較対象とした自治体においては採用されていない項目であった。

以上のことから、組合の候補地評価基準は、廃棄物処理施設の建設候補地を選定するための基準として必要な評価項目は網羅されているものと考えられ、設定した評価項目の内容は、合理的なものであると考えた。

イ 検証項目 第4回用地選定委員会において評価基準の表記方法及び評価基準の選択肢の数に変更されたことの妥当性

(ア) 評価項目における評価基準の表記及び点数化方法の変更の適切性

第3回用地選定委員会において、組合の候補地評価基準（案）における評価基準の表記及び点数化の方法は、優（5点）、良（3点）、可（1点）とされており、このことについて用地選定委員会委員から「漢字での表現は、それ自体が意味を持ってしまうので、意味を持たせない表現方法が良い。」との意見が出たことから、第4回用地選定委員会において評価基準の表記及び点数化の方法を見直すこととなったものである。

比較対象とした自治体における候補地評価基準と比較した結果、評価基準の表記を漢字としていた自治体はなく、アルファベットや記号で表記していた自治体も最終的には点数化を行っていた。

以上のことから、組合の候補地評価基準における評価基準の表記及び点数化の方法を漢字の表記により点数を表すものから点数に変更したことは、適切なものであると考えた。

(イ) 評価基準の選択肢の数に変更されたことの合理性

第3回用地選定委員会の時点における組合の候補地評価基準（案）において、一次評価及び二次評価の評価項目として設定された38項目のうち21項目は評価基準の選択肢が三択となっており、残る17項目が二択となっていた。第3回用地選定委員会において、二択となっていた17項目のうち、三択とすることが困難である7項目を除く10項目について、評価基準の選択肢の数に関する審議が行われた結果、7項目が三択とされ、残る検討中の3項目（都市地域、森林地域、利水の有無）の選択肢の数については、第4回の用地選定委員会で見直しを審議することとされた。

第4回用地選定委員会において当該3項目の評価基準の選択肢の数について審議された結果は、以下のとおりであった。

- ・都市地域の評価基準の選択肢は、廃棄物処理施設の特徴から建設候補地として最も適当である都市計画区域における「工業系の用途地域」、都市計画法の適用を受けない「都市計画区域外」、開発許可制度により開発が規制されている「市街化調整区域」

となり、三択となった。

- ・森林地域の評価基準の選択肢は、鳥取県内の多くの森林は地域森林計画対象民有林又は保安林に指定されていることを踏まえ、「保安林及び地域森林計画対象民有林に指定されていない」、許可を得ることで開発が可能となる「地域森林計画対象民有林に指定されている」、原則解除できない「保安林に指定されている」となり、三択となった。
- ・雨水や排水を河川へ放流する場合の農業等への影響を評価する利水の有無については、雨水、排水の放流による下流域への影響は、河川水量や農業利用の規模によって異なり、また、その対策は、う回路の整備等により可能となるが、これらの基準を統一的な数値で示すことが困難であることを理由として二択のままとなった。

第4回用地選定委員会において評価基準の選択肢の数が三択に見直された2項目について、比較対象とした自治体の候補地評価基準と比較した結果、都市地域については、点数評価されている6自治体のうち5自治体が三択とされており、森林地域については、点数評価されている4自治体のうち3自治体が三択評価とされていたことから、評価基準の選択肢の数が三択に見直された2項目について、比較対象とした自治体の候補地評価基準における評価基準の選択肢の数と比較して同等なものであった。

以上のことから、評価基準の選択肢を二択から三択にすることは、より詳細に評価がなされるものであり、第4回用地選定委員会において評価基準の選択肢の数が変更されたことは、合理的なものであると考えた。

ウ 検証項目 候補地評価基準におけるUPZの取扱いの妥当性

(ア) UPZを候補地選定の評価基準としなかったことの候補地評価基準としての適切性

組合の候補地評価基準におけるUPZの取扱いは、第2回用地選定委員会において審議された。審議の結果、UPZは原子力災害重点区域として定めるものであり、公共施設等の立地を制限するものではないこと、他の原子力関連法においても、廃棄物処理施設整備を制限する規制はないことから候補地評価基準としないとされた。

比較対象とした自治体における候補地評価基準を確認したところ、2自治体が行政区域の全部又は一部がUPZに含まれる自治体であり、この2自治体の候補地評価基準における評価項目にUPZに関する項目は設定されていなかった。加えて、環境省や全国都市清掃会議が示している施設整備の指針などにも考慮すべき事項としての記載はない。

以上のことから、第2回用地選定委員会においてUPZを候補地選定の評価基準としなかったことは、候補地評価基準の適切性を欠くものではないと考えた。

UPZとは、

原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対応を講じておく範囲として、原子力災害重点区域が定められており、原子力施設からの距離に応じて、PAZ（概ね半径5km）とUPZ（概ね半径30km）の区域が定められている。

原子力災害重点区域は、緊急時に備えた準備や緊急時計画を策定しておくために設けられた区域とされている。

エ 検証項目 第7回用地選定委員会における最終候補地評価に関する基準（対象候補地の基準及び調査目的が変更されたこと）の妥当性

(ア) 最終候補地評価における対象候補地の基準及び調査目的が変更された理由の合理性

第3回用地選定委員会において概成していた組合の候補地評価基準（案）における最終候補地調査の対象候補地に関する基準により、最終候補地調査の対象候補地を中間処理施設、最終処分場ともに1箇所としていたが、その後の用地選定委員会の審議により、一次評価及び二次評価の結果に基づく総合評価点が僅差となった。

このことから、第7回用地選定委員会において、複数箇所を対象として最終候補地調査を実施し、その結果に基づき総合的に候補地を選定されることとなったため、候補地評価基準における最終候補地調査の対象候補地に関する基準が変更され、複数箇所を最終候補地調査の対象候補地とされた。また、複数箇所を対象とした最終候補地調査の結果に基づく最終候補地評価により、候補地を順位付ける必要が生じたため、最終候補地評価の目的に候補地としての優位性を判定することが加えられた。

本委員会としては、組合の候補地評価基準における各評価項目の配点が、5点、3点、1点と点数化されており、各評価項目における評価点の点差が最大4点であることを踏まえると、総合評価点の点差が最低でも5点以上なければ、候補地を1箇所に絞り込むための点差として適当ではないと考えた。

以上のことから、本委員会は、用地選定委員会が一次評価及び二次評価の結果に基づく総合評価点の点差（中間処理施設は米子市彦名町地内と米子市尾高・日下地内Bの点差が3点差、最終処分場は米子市新山・陰田町地内Bと米子市尾高・日下Bの点差が1点差）を鑑み、最終候補地調査の対象候補地を複数箇所とした基準の変更と最終候補地調査の結果に基づき候補地としての優位性を判定することが加えられた最終候補地評価の目的の変更は、合理的なものであると考えた。

(2) 検証事項2 最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定方法の妥当性

ア 検証項目 最終候補地評価における調査項目の設定の妥当性

(ア) 第3回用地選定委員会において設定された調査項目及びその設定理由の合理性

第3回用地選定委員会の時点における候補地評価基準（案）では、施設整備事業の推進に多大な影響を及ぼすことが懸念される要因等を事前に把握し、その対策を講じることが目的として最終候補地調査を行い、当該調査の結果に基づく課題、対策方針等を踏まえ、候補地の有効性（施設整備の妥当性や実現性等）について評価することとされた。

調査項目は、廃棄物処理施設を設置するにあたっては地元住民の理解が非常に重要であること、中間処理施設の設置にあたっては都道府県の環境影響評価条例に基づく手続きが必要であることを踏まえ、以下の区分により設定されていたものである。

- ・ 周辺住民の生活環境への影響が懸念される調査項目 大気、騒音、振動、悪臭、水質及び景観

- ・ 事業の実施に当たり影響を及ぼし得る要因となる調査項目 生物及び埋蔵文化財

本委員会は、上述のとおり候補地選定はそれぞれの自治体あるいは用地選定委員会の方針（考え方）により様々な方法で評価が進められたことを確認しており、また、大気、騒音、振動、悪臭、水質及び景観（定性的なもの）に関する調査項目については、組合の候補地評価基準と比較対象とした自治体の候補地評価基準とを比較した結果、比較対象とした自治体の候補地評価基準に採用されていない評価項目であると確認しているが、用地選定委員会において住民理解の重要性和廃棄物処理施設の設置にあたっての手続きを踏まえて調査項目が設定されていることから、本件については合理的なものであると考えた。

(イ) 第7回用地選定委員会において追加された調査項目及びその設定理由の合理性

組合は、用地選定委員会による候補地選定と並行して令和4年5月以降に調査対象地において地元説明会を開催し、様々な住民の意見を聞いてきた。この説明会における意見に応じ、最終候補地調査の調査項目が追加された。

具体的には、中間処理施設の設置に伴う搬入車両台数の増加による調査対象地周辺の主要幹線道路における交通渋滞等に関する懸念に対応する交通量の調査、調査対象地の近隣に設置されている米子市水道局の水源や農業用井戸への影響に関する懸念に対応する地下水及び井戸の調査が追加され、また、測候所の風向データと現地の風向が異なるのではないかと疑念に対応するため現地において風向が調査されることとなった。

本件については、上述の「(2) 検証事項2、ア 検証項目、(ア) 第3回用地選定委員会において設定された調査項目及びその設定理由の合理性」と同様に、用地選定委員会において住民理解の重要性を踏まえて追加された調査項目であることから、合理的なものであると考えた。

イ 検証項目 最終候補地評価における優位性の判定方法の妥当性

(ア) 最終候補地評価における優位性の判定理由・根拠の合理性

最終候補地評価における優位性の判定は、最終候補地調査の結果に基づき、第8回用地選定委員会において行われた。本委員会は、用地選定委員会が行った優位性の判定の結果が合理的なものであるか否かを検証するためには、優位性の判定の結果について検証する前に、優位性を判定した理由や根拠が合理的なものであったか否かについて検証する必要があると考えた。

本委員会は、上述の「(2) 検証事項2、ア 検証項目 最終候補地評価における調査項目の設定の妥当性」に記載したとおり、最終候補地調査における調査項目は、廃棄物処理施設を設置するにあたっては地元住民の理解が非常に重要であること、中間処理施設の設置にあたっては都道府県の環境影響評価条例に基づく手続きが必要であることを踏まえ、周辺住民の生活環境への影響が懸念される項目と事業の実施に当たり影響を及ぼし得る要因となる項目が設定されていることを確認した。したがって、優位性の判定理由・根拠は、調査項目を設定した考えに沿ったものであったか否かについて、評価項目ごとに検証を行った。

a 【中間処理施設】

(a) 生物

この調査項目は、事業の実施に当たり影響を及ぼし得る要因となる項目として設定されたものである。

用地選定委員会における優位性の判定理由・根拠は、事業実施想定区域において希少種の生息等に関する情報が確認されることで事業の実施に当たってはこれらに対する配慮が必要となり、事業計画に影響を及ぼす可能性があることから、希少種が確認されていない調査対象地が優位となるものであった。

このことは、この調査項目が設定された理由と合致するものであることから、この調査項目における判定理由・根拠は合理的なものであると考えた。

(b) 大気

この調査項目は、周辺住民の生活環境への影響が懸念される項目として設定されたものである。

用地選定委員会における優位性の判定理由・根拠は、以下のとおりであった。

- ・煙突排ガスの影響を予測した結果、周辺の大気が環境基準に整合する調査対象地が優位となるものであった。
- ・周辺の生活環境に対する煙突排ガスの影響をより受けない調査対象地が、周辺住民の安心度がより高いと考えられることから優位となるものであった。

これらのことは、この調査項目が設定された理由と合致するものであることから、この調査項目における判定理由・根拠は合理的なものであると考えた。

(c) 悪臭

この調査項目は、周辺住民の生活環境への影響が懸念される項目として設定されたものである。

用地選定委員会における優位性の判定理由・根拠は、施設（煙突）から発せられる悪臭に関する予測寄与濃度がより低い調査対象地が、生活環境への影響がより小さいことから優位となるものであった。

このことは、この調査項目が設定された理由と合致するものであることから、この調査項目における判定理由・根拠は合理的なものであると考えた。

(d) 騒音・振動

この調査項目は、周辺住民の生活環境への影響が懸念される項目として設定されたものである。

用地選定委員会における優位性の判定理由・根拠は、以下のとおりであった。

- ・施設の稼働による騒音・振動を予測した結果、周辺の騒音・振動が環境基準に整合する調査対象地が優位となるものであった。
- ・想定敷地から最寄りの住宅までの距離がより離れている調査対象地が、騒音・振動の影響が小さくなることから優位となるものであった。

これらのことは、この調査項目が設定された理由と合致するものであることから、この調査項目における判定理由・根拠は合理的なものであると考えた。

(e) 景観

この調査項目は、周辺住民の生活環境への影響が懸念される項目として設定されたものである。

用地選定委員会における優位性の判定理由・根拠は、眺望景観及び囲繞（いによ）う）景観への影響について、景観の変化及び景観への影響が小さい方が優位となるものであった。

このことは、この調査項目が設定された理由と合致するものであることから、この調査項目における判定理由・根拠は合理的なものであると考えた。

(f) 交通量

この調査項目は、用地選定委員会による候補地選定と並行して令和4年5月以降

に調査対象地において開催された地元説明会における中間処理施設の設置に伴う搬入車両台数の増加による調査対象地周辺の主要幹線道路における交通渋滞等を懸念する意見等に対応するために設定された項目であり、その内容から周辺住民の生活環境への影響が懸念されたことから設定された項目である。

用地選定委員会における優位性の判定理由・根拠は、搬入車両の影響による調査対象地周辺の主要幹線道路の通行車両の増加率及び混雑度が低い調査対象地は、搬入車両台数の増加による影響がより小さいため、交通渋滞の回避及び交通安全について住民の懸念がより小さいことから優位となるものであった。

このことは、この調査項目が設定された理由と合致するものであることから、この調査項目における判定理由・根拠は合理的なものであると考えた。

(g) 埋蔵文化財

この調査項目は、事業の実施に当たり影響を及ぼし得る要因となる項目として設定されたものである。

用地選定委員会における優位性の判定理由・根拠は、事業実施想定区域内における埋蔵文化財の存在は、事業計画に大きな影響（開発の制限、建設期間の長期化）を及ぼすものであることから、埋蔵文化財調査の必要がない、又は、調査の期間が短い調査対象地が優位となるものであった。

このことは、この調査項目が設定された理由と合致するものであることから、この調査項目における判定理由・根拠は合理的なものであると考えた。

b 【最終処分場】

(a) 生物

上述の中間処理施設における生物に関する調査と同内容であり、この調査項目における判定理由・根拠は合理的なものであると考えた。

(b) 大気・悪臭

この調査項目は、周辺住民の生活環境への影響が懸念される項目として設定されたものである。

用地選定委員会における優位性の判定理由・根拠は、埋立地からの粉じんの飛散及び悪臭の影響がより低い調査対象地が、生活環境への影響がより小さいことから優位となるものであった。

このことは、この調査項目が設定された理由と合致するものであることから、この調査項目における判定理由・根拠は合理的なものであると考えた。

(c) 騒音・振動

この調査項目は、最終処分場の最終候補地調査の調査項目としては設定されなかったものである。その理由は、最終処分場の主な騒音・振動の発生源は、重機による作業と水処理施設の稼働によるもので、中間処理施設と比較して生活環境への影響が小さいと考えられること、さらに周辺の住宅地と最終処分場の間に山塊が存在しており、この山塊が遮蔽物となって周辺の住宅地から最終処分場を直接見通すことができず、騒音・振動が最終処分場から直接住宅地の方向へ伝搬しないことから

最終候補地評価の調査項目とされなかったものであった。

(d) 景観

上述の中間処理施設における景観に関する項目と同内容であり、この調査項目における判定理由・根拠は合理的なものであると考えた。

(e) 水質

この調査項目は、周辺住民の生活環境への影響が懸念される項目及び事業の実施に当たり影響を及ぼし得る要因となる項目として設定されたものである。また、用地選定委員会による候補地選定と並行して令和4年5月以降に調査対象地において開催された地元説明会における調査対象地の近隣に設置されている米子市水道局の水源や農業用井戸への影響に関する懸念に対応するため、地下水及び井戸の調査が追加されたものである。追加された項目は、その内容から周辺住民の生活環境への影響が懸念される項目として設定されたものといえる。

用地選定委員会における優位性の判定理由・根拠は、以下のとおりであった。

[周辺住民の生活環境への影響が懸念される項目としての判定理由・根拠]

- ・現状河川水質及び将来河川水質が、環境基準に整合する調査対象地が優位となるものであった。
- ・下流域の灌漑面積がより小さい調査対象地が、住民安心度がより高くなると考えられることから優位となるものであった。
- ・施設の設置による水道水源地及び農業用井戸等への影響が小さい方が優位となるものであった。

[事業の実施に当たり影響を及ぼし得る要因となる項目としての判定理由・根拠]

- ・農業用水の利水に影響しない地点までの処理水の迂回対策としての下水道管敷設距離及び最下流の取水口までの距離がより短い調査対象地が、より効率的に浸出水処理水を放流することができることから優位となるものであった。

これらの判定理由・根拠は、この調査項目が設定された理由と合致することから、この調査項目における判定理由・根拠は合理的なものであると考えた。

(f) 埋蔵文化財

上述の中間処理施設における埋蔵文化財に関する調査と同内容であり、この調査項目における判定理由・根拠は合理的なものであると考えた。

(3) 検証事項3 最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの基準の妥当性

ア 検証項目 各評価項目における優位性の判定結果の妥当性

(ア) 最終候補地評価における優位性の判定結果の合理性

用地選定委員会による最終候補地評価における優位性の判定結果が、上述の「(2) 検証事項2、イ 検証項目 最終候補地評価における優位性の判定方法の妥当性」において確認した判定理由・根拠に照らし合わせ合理的に優位性が判定されたものであるか否

かについて、評価項目ごとに検証を行った。

a 【中間処理施設】

(a) 生物

この調査項目の判定理由・根拠は、事業実施想定区域において希少種が確認されることで事業の実施に当たってはこれらに対する配慮が必要となり、事業計画に影響を及ぼす可能性があることから、希少種が確認されていない調査対象地が優位となるものであった。

この調査項目の最終候補地調査の結果は、米子市尾高・日下地内における現地調査により、希少種であるコウノトリ及びオオタカが確認されたものであった。

また、希少種の生息環境に関する調査は一次調査で行われており、その結果は、米子市尾高・日下地内において希少種であるクマタカが目撃情報があつた一方で、米子市彦名町地内には該当する情報はなかった。

最終候補地評価の調査項目である生物調査は、事業の実施に当たり影響を及ぼし得る要因となる項目として設定されたものであり、一次調査をする際に得られた事業実施想定区域におけるクマタカに関する情報は、その存在により、事業計画において配慮が求められるといった事業の実施に当たり影響を及ぼし得るものである。

したがって、用地選定委員会は、最終候補地調査の結果に加えて、一次調査におけるクマタカが目撃情報があつたことから、米子市彦名町地内に優位性があると判定された。

本委員会は、用地選定委員会が米子市彦名町地内に優位性があると判定されたことは、事業実施想定区域における希少種の確認情報は、事業計画に影響を及ぼす可能性があるものであり、一次調査における米子市尾高・日下地内の希少種の確認情報は、事業計画に影響を及ぼす可能性があることから、合理的なものであると考えた。

(b) 大気

この調査項目の判定理由・根拠は、煙突排ガスの影響を予測した結果、周辺の大気が環境基準に整合する調査対象地が優位となるもの、周辺の生活環境に対する煙突排ガスの影響をより受けず、周辺住民の安心度がより高いと考えられる調査対象地が優位となるものであった。

この調査項目の最終候補地調査の結果は、大気拡散予測の結果、長期的評価及び短期的評価に係る環境基準等に整合していることから、煙突排ガスの排出による周辺環境大気への影響は軽微と予測されたが、米子市尾高・日下地内においては、煙突と同程度の標高に住宅地があり、断面図作成による周辺への影響検討の結果、南西方向から風が吹いた場合に、北東方向の山地にある住宅地（施設との標高差約50m）へ煙が直接たなびく可能性があり、一方で、米子市彦名町地内は、平坦な地形で、煙突と同程度の高さに住宅地はないというものであった。

用地選定委員会は、米子市尾高・日下地内においては、煙突と同程度の標高にある住宅地の方向へ風が吹いた場合、煙が直接たなびくことで、影響を及ぼす可能性があることから、周辺の生活環境に対する煙突排ガスの影響がより小さく、周辺住民の安心度がより高いと考えられる米子市彦名町地内に優位性があると判定された。

本委員会は、用地選定委員会が米子市彦名町地内に優位性があると判定されたこ

とは、米子市彦名町地内のほうが周辺の生活環境に対する煙突排ガスの影響をより受けず、周辺住民の安心度がより高いと考えられることから、合理的なものであると考えた。

(c) 悪臭

この調査項目の判定理由・根拠は、施設（煙突）から発せられる悪臭に関する予測寄与濃度がより低く、周辺への影響がより小さい調査対象地が優位となるものであった。

この調査項目の最終候補地調査の結果は、米子市彦名町地内及び米子市尾高・日下地内において、最大着地濃度出現地点における施設（煙突）から発せられる悪臭に関する寄与濃度等算定の結果、予測される寄与濃度は臭気濃度 1 未満であり、周辺への影響は軽微と予測されたものであった。

用地選定委員会は、いずれの調査対象地においても、施設（煙突）から発せられる悪臭に関する予測寄与濃度が臭気濃度 1 未満と低く、周辺への影響は軽微と予測されたことから、優位性はないと判定された。

本委員会は、用地選定委員会がいずれの調査対象地にも優位性はないと判定されたことは、いずれの調査対象地においても、周辺への施設（煙突）から発せられる悪臭の影響は軽微と予測され、明確な差があるとは認められないことから、合理的なものであると考えた。

(d) 騒音・振動

この調査項目の判定理由・根拠は、環境基準等に整合している調査対象地が優位となるもの、想定敷地から最寄りの住宅までの距離が離れ、騒音・振動の影響が小さい調査対象地が優位となるものであった。

この調査項目の最終候補地調査の結果は、環境基準等に対する整合については、いずれの調査対象地においても、設定した各予測点への到達騒音は、環境基準値（昼間 55 dB、夜間 45 dB）を下回り、到達振動は人の感覚閾値を下回ることから影響は小さいと予測されたものであり、想定敷地から最寄りの住宅までの距離については、米子市彦名町地内においては、想定敷地から 120 m 程度の位置に最寄りの住宅が存在する一方で、米子市尾高・日下地内においては、想定敷地から 370 m 程度の位置に最寄りの住宅が存在するものであった。

用地選定委員会は、米子市尾高・日下地内のほうが、想定敷地から最寄りの住宅が離れているため、騒音・振動の影響がより小さいと予測されたことから、米子市尾高・日下地内に優位性があると判定された。

本委員会は、用地選定委員会が米子市尾高・日下地内に優位性があると判定されたことは、米子市尾高・日下地内のほうが、騒音・振動の影響がより小さいと考えられることから、合理的なものであると考えた。

(e) 景観

この調査項目の判定理由・根拠は、眺望景観及び困窮景観への影響について、景観の変化及び景観への影響が小さい調査対象地が優位となるものであった。

この調査項目の最終候補地調査の結果は、眺望景観への影響については、いずれ

の調査対象地においても景観への影響が小さいものであった。圍繞景観への影響については、米子市彦名町地内は建物の外郭線がスカイライン（空と山の稜線のことをいう。以下同じ。）を大きく超え、一方で、米子市尾高・日下地内は、建物の外郭線がスカイラインと同じレベルであるが、当該地の代表的な大山の景観に影響する。また、米子市尾高・日下地内については、地域の生活道路における通常の通行において、施設を正面に覚知して視野に大きく占める。一方で、米子市彦名町地内は、通常の通行において、施設を右手又は左手に覚知するものであった。

用地選定委員会は、眺望景観について、いずれの調査対象地においても景観への影響は小さいとされたが、圍繞景観への影響については、米子市尾高・日下地内は、建物の外郭線がスカイラインと同じレベルであるが、当該地の代表的な大山の景観に影響すること、地域の生活道路における通常の通行において、施設を正面に覚知して視野に大きく占めることから、米子市彦名町地内のほうがより景観への影響が小さいと予測され、米子市彦名町地内に優位性があると判定された。

本委員会は、用地選定委員会が米子市彦名町地内に優位性があると判定されたことは、米子市彦名町地内のほうが圍繞景観への影響がより小さいと考えられることから、合理的なものであると考えた。

（f）交通量

この調査項目の判定理由・根拠は、搬入車両の影響による調査対象地周辺の主要幹線道路の通行車両の増加率及び混雑度が低い調査対象地は、搬入車両台数の増加による影響がより小さいため、交通渋滞の回避及び交通安全について住民の懸念がより小さいことから優位となるものであった。

この調査項目の最終候補地調査の結果は、米子市尾高・日下地内においては、搬入車両の影響による調査対象地周辺の主要幹線道路の通行車両の増加率が10%を超えると予測される区間が複数あり、混雑度が1を超える（渋滞が予測される）時間帯がある区間も複数ある一方で、米子市彦名町地内においては、通行車両の増加率が10%を超える区間はなく、混雑度も1を超える区間はなかった。

※ 混雑度＝交通量（台／12時間）／交通容量（台／12時間）

用地選定委員会は、搬入車両の影響による調査対象地周辺の主要幹線道路の通行車両の増加率及び混雑度が低く、搬入車両台数の増加による影響がより小さく、交通渋滞の回避及び交通安全の面から住民の懸念がより小さいと予測された米子市彦名町地内に優位性があると判定された。

本委員会は、用地選定委員会が米子市彦名町地内に優位性があると判定されたことは、米子市彦名町地内のほうが搬入車両台数の増加による調査対象地周辺の主要幹線道路への影響がより小さく、交通渋滞の回避及び交通安全の面から住民の懸念がより小さいと考えられることから、合理的なものであると考えた。

（g）埋蔵文化財

この調査項目の判定理由・根拠は、事業実施想定区域内における埋蔵文化財の存在が事業計画に大きな影響（開発の制限、建設期間の長期化）を及ぼすものであり、埋蔵文化財調査の必要がない、又は、調査の期間が短い調査対象地が優位となるものであった。

この調査項目の最終候補地調査の結果は、埋蔵文化財調査の所管課である米子市経済部文化観光局文化振興課に埋蔵文化財調査の想定期間について照会した結果、米子市尾高・日下地内においては、調査対象地に埋蔵文化財は確認されていないが、隣接地では、遺跡や古墳群の存在が確認されていることから、当該調査対象地においては、事業着手前に埋蔵文化財の有無についての調査（現地調査期間3ヵ月）が必要であり、一方で、米子市彦名町地内については、米子城以西において埋蔵文化財の存在は確認されていないことから、埋蔵文化財の有無についての調査の必要がないというものであった。

用地選定委員会は、米子市尾高・日下地内においては、事業着手前に埋蔵文化財調査（現地調査期間3ヵ月）の必要がある一方で、米子市彦名町地内については、調査の必要がないことから、事業計画への影響が小さい米子市彦名町地内に優位性があると判定された。

本委員会は、用地選定委員会が米子市彦名町地内に優位性があると判定されたことは、米子市彦名町地内においては埋蔵文化財の調査の必要がなく、事業計画への影響が小さいと考えられることから、合理的なものであると考えた。

b 【最終処分場】

（a）生物

この調査項目の判定理由・根拠は、事業実施想定区域において希少種が確認されることで事業の実施に当たってはこれらに対する配慮が必要となり、事業計画に影響を及ぼす可能性があることから、希少種が確認されていない調査対象地が優位となるものであった。

この調査項目の最終候補地調査の結果は、米子市尾高・日下地内における現地調査により、希少種であるコウノトリ及びオオタカが確認されたものであった。

また、希少種の生息環境に関する調査は一次調査で行われており、その結果は、米子市尾高・日下地内において希少種であるクマタカを目撃情報があった一方で、米子市新山・陰田町地内には該当する情報はなかった。

最終候補地評価の調査項目である生物調査は、事業の実施に当たり影響を及ぼし得る要因となる項目として設定されたものであり、一次調査をする際に得られた事業実施想定区域におけるクマタカに関する情報は、その存在により、事業計画において配慮が求められるといった事業の実施に当たり影響を及ぼし得るものである。

したがって、用地選定委員会は、最終候補地調査の結果に加えて、一次調査におけるクマタカを目撃情報があったことから、米子市新山・陰田町地内に優位性があると判定された。

本委員会は、用地選定委員会が米子市陰田町地内に優位性があると判定されたことは、事業実施想定区域における希少種の確認情報は、事業計画に影響を及ぼす可能性があるものであり、一次調査における米子市尾高・日下地内の希少種の確認情報は、事業計画に影響を及ぼす可能性があることから、合理的なものであると考えた。

（b）大気・悪臭

この調査項目の判定理由・根拠は、埋立地から周辺への粉じんの飛散及び悪臭の

影響が小さい調査対象地が優位となるものであった。

この調査項目の最終候補地調査の結果は、埋立地からの粉じんの飛散に関する影響については、ビューフォート風力階級表による予測の結果、粉じんの飛散に関する周辺への影響はいずれの調査対象地においても軽微と予測された。また、埋立地からの悪臭に関する影響についても、いずれの調査対象地においても埋立物からの悪臭の発生による影響は軽微と推察されたものであった。

用地選定委員会は、いずれの調査対象地においても、埋立地からの粉じんの飛散及び悪臭の発生に関する周辺への影響については、軽微と予測されたことから、優位性はないと判定された。

本委員会は、用地選定委員会が、いずれの調査対象地においても優位性はないと判定されたことは、埋立地から周辺への粉じんの飛散及び悪臭の発生に関する影響は軽微と予測され、明確な差があるとは認められないことから、合理的なものであると考えた。

(c) 騒音・振動

※ 調査対象外

(d) 景観

この調査項目の判定理由・根拠は、眺望景観及び囲繞景観への影響について、景観の変化及び景観への影響が小さい調査対象地が優位となるものであった。

この調査項目の最終候補地調査の結果は、眺望景観への影響については、いずれの調査対象地においても景観への影響が小さいものであった。囲繞景観への影響については、米子市新山・陰田町地内は日常の生活の場において景観の変化はなく、影響はほとんどなかった一方で、米子市尾高・日下地内は、限られた範囲において見通せるが、修景緑化等により影響を小さくすることができるものでもあった。また、米子市尾高・日下地内については、地域の生活道路における通常の通行において、施設を正面に覚知して視野に大きく占める一方で、米子市新山・陰田町地内は、通常の通行において、施設を右手又は左手に覚知するものであった。

眺望景観について、いずれの調査対象地においても景観への影響は小さいとされたが、囲繞景観への影響については、囲繞景観への影響について、米子市新山・陰田町地内は日常の生活の場において景観の変化はなく、影響はほとんどなかったこと、地域の生活道路における通常の通行において、施設を右手又は左手に覚知するものであったことから、用地選定委員会は、米子市新山・陰田町地内のほうが景観への影響がより小さいと予測され、米子市新山・陰田町地内に優位性があると判定された。

本委員会は、用地選定委員会が米子市陰田町地内に優位性があると判定されたことは、米子市陰田町地内のほうが囲繞景観への影響がより小さいと考えられることから、合理的なものであると考えた。

(e) 水質

この調査項目は、現状河川水質及び将来河川水質の環境基準への整合、下流域農用地の灌漑面積、施設の設置による水道水源地及び農業用井戸等への影響並びに農

業用紙の利水に影響しない地点までの処理水の迂回対策としての下水道管敷設距離及び最下流の取水口までの距離の調査を行っており、それぞれの判定理由・根拠は、以下のとおりであった。

- ・環境基準 現状河川水質及び将来河川水質が環境基準に整合する調査対象地が優位となるものであった。
- ・灌漑面積 下流域農用地の灌漑面積がより小さい調査対象地が優位となるものであった。
- ・水道水源地等 施設の設置による水道水源地及び農業用井戸等への影響が小さい調査対象地が優位となるものであった。
- ・下水道管敷設距離等 下水道管敷設距離及び最下流の取水口までの距離がより短い調査対象地が優位となるものであった。

この調査項目の最終候補地調査の結果は、以下のとおりであった。

- ・現状河川水質及び将来河川水質の環境基準への整合については、生活環境項目、健康項目及びダイオキシン類濃度に関する現状の水質は、すべての調査項目で参考とした環境基準に整合していた。河川放流を想定した将来河川水質は、四反田川支流の小犬田池上で、BODが参考とした環境基準値を超え、両調査対象地において塩化物イオン濃度の増加率が高くなるというものであった。
- ・下流域農用地の灌漑面積については、米子市新山・陰田町地内が約10haであるのに対し、米子市尾高・日下地内は、約210haであった。
- ・施設の設置による水道水源地及び農業用井戸等への影響については、米子市尾高・日下地内周辺には水道水源地が存在し、水源地方向への流れが認められたため、水源地への影響が否定できなかった。また、農業用井戸が2カ所あった。一方で、米子市新山・陰田町周辺には、水道水源地はなく、農業用井戸も存在しないが、最終候補地の直下の四反田川支流域に農業用水のため池が存在するものであった。
- ・農業用水の利水に影響しない地点までの処理水の迂回対策としての下水道管敷設距離等については、米子市新山・陰田町地内は、それぞれ約1km、約0.8kmであり、一方で、米子市尾高・日下地内は、それぞれ、約5km、約5kmであった。

用地選定委員会は、以下の判定理由から、米子市新山・陰田町に優位性があると判定された。

- ・現状河川水質及び将来河川水質の環境基準の整合について、いずれの調査対象地も下流側に放流するなどの対応が可能であり、近隣の河川に放流することに支障はないことから、優位性はないと判定された。
- ・下流域農用地の灌漑面積については、米子市新山・陰田町地内のほうが小さいことから優位とされた。
- ・施設の設置による水道水源地及び農業用井戸等への影響については、米子市尾高・日下地内周辺には水道水源地が存在し、水源地方向への流れが認められたため、水源地への影響が否定できなかった。また、農業用井戸が2カ所あったことから、米子市新山・陰田町地内のほうが優位とされた。
- ・農業用水の利水に影響しない地点までの処理水の迂回対策としての下水道管敷設距離等については、米子市新山・陰田町地内のほうが、下水道管敷設距離及

び最下流の取水口までの距離が短く、優位とされた。

本委員会は、用地選定委員会が米子市新山・陰田町地内に優位性があると判定されたことは、米子市新山・陰田町地内のほうが下流域農用地の灌漑面積が小さいこと及び米子市尾高・日下地内は水道水源地への影響が否定できないことなどから米子市新山・陰田町地内は住民の安心度の面で優位であると考えられ、また、米子市新山・陰田町地内のほうが下水道管敷設距離及び最下流の取水口までの距離が短く、事業実行性の面でも優位であると考えられることから、合理的なものであると考えた。

(f) 埋蔵文化財

この調査項目の判定理由・根拠は、事業実施想定区域内における埋蔵文化財の存在が事業計画に大きな影響（開発の制限、建設期間の長期化）を及ぼすものであり、埋蔵文化財調査の必要がない、又は、調査の期間が短い調査対象地が優位となるものであった。

この調査項目の最終候補地調査の結果は、埋蔵文化財調査の所管課である米子市経済部文化観光局文化振興課に埋蔵文化財調査の想定期間について照会した結果、事業着手前に埋蔵文化財の有無について、米子市尾高・日下地内は36ヵ月、米子市陰田町地内は32ヵ月の現地調査期間を要すると想定されるものであった。

用地選定委員会は、いずれの調査対象地においても、同等な期間の現地調査を要すると想定されたことから、優位性はないと判定された。

本委員会は、用地選定委員会が、いずれの調査対象地においても優位性はないと判定されたことは、いずれの調査対象地においても同等な期間を現地調査に要すると想定され、明確な優位差があるとは認められないことから、合理的なものであると考えた。

イ 検証項目 最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの妥当性

(ア) 最終候補地選定における総合判定の基準があらかじめ定められていなかったことの適切性

本件は、意見調整委員会から提出された意見書において「(略) 成立し得ない候補地が総合評価点で最高点を獲得した場合の対応方法が事前に検討されていなかったことは、自治連の疑義を生じさせる原因となった。」と指摘されたことから、本委員会において検証することとしたものである。

用地選定委員会による候補地選定の経過を確認すると、構成市町村から調査対象地が報告される前に候補地評価基準が概成しており、どのような調査対象地を評価することとなるのか不明な中で、一次評価及び二次評価の点数をあらかじめシミュレーションすることは困難であったと思慮する。また、組合は、用地選定委員会による建設候補地の審議と並行して住民説明会を開催し、住民説明会で出された意見に応じて最終候補地調査の項目が追加された。このような状況を鑑みると、様々なケースをあらかじめ予測し、その対応方法を事前に検討することは困難な面があったと思慮する。

用地選定委員会により第一順位とされた中間処理施設の建設候補地である米子市彦名町地内は、一次評価及び二次評価による総合評価点の実質一位の調査対象地であり、最終候補地評価においても優位性があると判定された。このことから、用地選定委員会に

においては、最終候補地選定における総合判定の基準について特段の審議が必要な状況とならなかったと考えられる。

また、用地選定委員会は、当初、委員会を6回開催し、令和4年8月に審議を終了する予定であったが、審議の状況により、結果として9回の委員会が開催され、令和5年3月に審議が終了したことからすると、仮に、最終候補地評価の結果、特段の審議が必要な状況となれば、用地選定委員会の開催回数や期間を延長して審議がなされたものと考えられる。

したがって、最終候補地選定における総合判定の基準があらかじめ定められていなかったことは、候補地評価基準としての適切性を欠くものではないと考えた。

(イ) 一次評価及び二次評価並びに最終候補地評価の結果に基づく建設候補地の順位付けの適切性

本委員会のこれまでの検証によると、用地選定委員会は合理的な候補地評価基準に基づき、客観的な視点をもって一次評価及び二次評価がなされている。また、最終候補地評価についても合理的に評価項目が設定されており、最終候補地調査の結果に基づく優位性の判定も合理的なものであった。

したがって、用地選定委員会による建設候補地の順位付けは、合理的な候補地評価基準に基づき、客観的な視点をもって一次評価及び二次評価がなされ、最終候補地評価において合理的に設定された評価項目について優位性が判定されたものであることから、適切なものであると考えた。

4 見解が相違する項目に関する組合の見解の妥当性

見解が相違する項目に関する組合の見解について、その妥当性を検証するため、意見調整委員会における自治連の意見及びその意見に対する組合の見解を確認することに加え、組合の候補地評価基準と比較対象とした自治体の候補地評価基準との比較や用地選定委員会の会議資料の確認を行った。

(1) 「最終候補地評価における生物調査の必要性」に関する組合の見解の妥当性

[自治連の意見]

- ・いずれの地区も鳥獣保護区に指定されていない（一次評価：鳥獣保護区）。また、いずれの地区もクマタカ等の「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく、希少種は確認されていない。
- ・コウノトリ（特別天然記念物）、オオタカ（準絶滅危惧種）は、調査時にたまたま居たとも考えられる。

[自治連の意見に対する組合の見解]

- ・最終候補地評価の調査目的は、施設整備の実施に当たり影響を及ぼすことが想定される要因等を事前に把握し、その対策を講じること及び施設の特性に応じた調査を実施し、候補地としての優位性を判定することであった。
- ・最終候補地評価における生物調査は、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を目的として調査、予測及び評価されるべき環境要素として、鳥取県環境影響評価条例に規定されている項目の一つであることに鑑み、調査項目に設定されたものであった。

- ・一次調査において、希少種を所管する鳥取県の担当課に事業実施想定区域における希少種に関する情報について問い合わせたところ、米子市尾高・日下地区の調査対象地においては、希少種に関する情報があったことから現地調査を実施された。一方、彦名町地内の調査対象地には情報はなかった。

[検証結果]

最終候補地評価の調査目的は、施設整備の実施に当たり影響を及ぼすことが想定される要因等を事前に把握し、その対策を講じること及び施設の特性に応じた調査を実施し、候補地としての優位性を判定することであった。

最終候補地評価の調査項目である生物調査は、事業の実施に当たり影響を及ぼし得る要因となる項目として設定されたものであり、事業実施想定区域におけるその希少種の存在により、事業計画において配慮が求められるといった事業の実施に当たり影響を及ぼし得るものであることから、本委員会は、用地選定委員会が一次評価をする際に希少種に関する事務を所管する鳥取県の担当課から得られた事業実施想定区域における希少種に関する情報に基づき生物調査を最終候補地評価の項目とされたことは、適切なものであると考えた。

よって、本委員会としては、組合の見解は妥当なものであると考えた。

(2) 「最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性」に関する組合の見解の妥当性 [自治連の意見]

- ・いずれの地区も景観形成重点区域には指定されていない（一次評価：景観）。
- ・大山中腹に極めて目立つ白壁のホテルが建っているのに、いまさら大山の景観うんぬんはおかしい。
- ・県道53号線及び地域内市道から中間処理施設と大山がぶつかるのはわずかな区間しかないので、景観への影響は考慮しなくてよいレベルであると考ええる。
- ・周辺の眺望に調和するよう工夫・努力している事例は全国に沢山あると思われ、それらを参考にして施設を整備すれば景観への影響は最小限に抑えられると考える。

[自治連の意見に対する組合の見解]

- ・最終候補地評価の調査目的は、施設整備の実施に当たり影響を及ぼすことが想定される要因等を事前に把握し、その対策を講じること及び施設の特性に応じた調査を実施し、候補地としての優位性を判定することであった。
- ・環境影響評価における景観の評価は、眺望景観と囲繞景観について行われる。
- ・眺望景観については、両調査対象地に優位性はないと判定された。
- ・囲繞景観については、地域の生活の場としての眺望点として、米子市尾高・日下地内は県道53号線及び日下地区の市道を、米子市彦名町地内は県道47号線の交差点を設定し、両調査対象地を比較した結果、米子市彦名町地内は、建物の外郭線がスカイラインを大きく超え、一方で、米子市尾高・日下地内は、スカイラインと同じレベルであるが、当該地の代表的な大山の景観に影響する。また、米子市尾高・日下地内については、地域の生活道路における通常の通行において、正面に覚知して視野に大きく占める一方で、米子市彦名町地内は、通常の通行において、右手又は左手に覚知するというものであったことから、米子市彦名町地内のほうが景観への影響がより小さ

く、優位性があると判定された。

[検証結果]

最終候補地評価の調査目的は、施設整備の実施に当たり影響を及ぼすことが想定される要因等を事前に把握し、その対策を講じること及び施設の特성에応じた調査を実施し、候補地としての優位性を判定することであった。

最終候補地評価の調査項目である景観に関する調査は、周辺住民の生活環境への影響が懸念される要因となる項目として設定され、眺望景観及び囲繞景観に関する調査が行われ、景観の変化及び景観への影響が小さい調査対象地が優位となるものであった。

本委員会は、用地選定委員会が米子市彦名町地内に優位性があると判定されたことは、囲繞景観への影響について、米子市尾高・日下地内は、建物の外郭線がスカイラインと同じレベルであるが、地域を代表する景観資源である大山が存在していることから、地域の代表的な景観に与えるインパクトは強いものとの評価がなされたこと及び地域の生活道路における通常の通行において、施設を正面に覚知して視野に大きく占めることにより、景観への影響がより小さいと考えられるものから、合理的なものであると考えた。

よって、本委員会としては、組合の見解は妥当なものであると考えた。

(3) 「最終候補地評価における交通量調査に関する評価結果の妥当性」に関する組合の見解の妥当性

[自治連の意見]

- ・米子市彦名町地内では渋滞は無いとのことだが、構成市町村より米子市彦名町地内に搬入する際に、どうしても通らなければならない米子市街地の主要渋滞箇所があり、これまで以上に渋滞する懸念がある。一地区の渋滞と米子市街地全体の渋滞では住民の日常生活や産業活動（特に流通業、観光業等）に与える影響の大きさは雲泥の差になると思われる。
- ・米子市尾高・日下地内の道路が渋滞するとされるのは通勤時間帯（8:00－9:00）が主で、分散搬入を実施すれば問題になるレベルではないと考える。

[自治連の意見に対する組合の見解]

- ・最終候補地評価の調査目的は、施設整備の実施に当たり影響を及ぼすことが想定される要因等を事前に把握し、その対策を講じること及び施設の特性に応じた調査を実施し、候補地としての優位性を判定することであった。
- ・最終候補地評価における交通量の調査は、用地選定の前に行った地元説明会において、各地区から地区周辺における交通への影響を懸念する意見があったことから、調査項目に追加されたものであった。
- ・最終候補地調査における交通量の調査範囲は、搬入車両台数の増加による影響が最も大きくなる施設周辺の主要幹線道路を対象とされたもので、ご指摘の主要渋滞箇所は調査範囲に入っていない。
- ・米子市尾高・日下地内における最終候補地周辺の道路（県道159号線、県道53号線等）は、片側一車線であることもあり、交通容量に対する通行台数の割合（混雑度）が1を超え、渋滞が発生すると予測される区間が複数あった。
- ・一方、米子市彦名町地内における最終候補地周辺の道路（県道47号線）は、片側二

車線であり、交通量が増える時間帯はあるものの、混雑度はほとんど増加せず、1を超える区間はなかったことから優位性があると判定されたものであった。

- ・米子市彦名町地内は、いずれの時間帯においても交通渋滞は予測されておらず、分散搬入をしなくてもよいことから、優位性があると判定されたものであった。

[検証結果]

最終候補地評価の調査目的は、施設整備の実施に当たり影響を及ぼすことが想定される要因等を事前に把握し、その対策を講じること及び施設の特性に応じた調査を実施し、候補地としての優位性を判定することであった。

最終候補地評価の調査項目である交通量調査は、用地選定委員会による候補地選定と並行して令和4年5月以降に調査対象地において開催された地元説明会における中間処理施設の設置に伴う搬入車両の増加による交通渋滞等に関する意見や質問に対応する項目として設定されたものであり、搬入車両の影響による調査対象地周辺の主要幹線道路の通行車両の増加率及び混雑度を予測し、交通渋滞の回避及び交通安全の面から住民の懸念がより小さい調査対象地が優位となるものであった。

本委員会は、用地選定委員会が米子市彦名町地内に優位性があると判定されたことは、米子市彦名町地内のほうが、搬入車両の影響による調査対象地周辺の主要幹線道路の通行車両の増加率及び混雑度が低く、搬入車両台数の増加による影響がより小さく、交通渋滞の回避及び交通安全の面から住民の懸念がより小さいと考えるものから、合理的なものであると考えた。

よって、本委員会としては、組合の見解は妥当なものであると考えた。

(4) 「最終候補地評価における埋蔵文化財に関する評価の必要性」に関する組合の見解の妥当性

[自治連の意見]

- ・いずれの地区も史跡・名勝・天然記念物は存在しておらず、また、埋蔵文化財の包蔵地ではない。(一次評価：史跡・文化財)。
- ・したがって、当該地での長期間の調査は必要ないと思われる。また、必要があればその都度実施されたい。

[自治連の意見に対する組合の見解]

- ・最終候補地評価の調査目的は、施設整備の実施に当たり影響を及ぼすことが想定される要因等を事前に把握し、その対策を講じること及び施設の特性に応じた調査を実施し、候補地としての優位性を判定することであった。
- ・埋蔵文化財調査については、構成市町村から調査対象地が報告される前に開催された第3回用地選定委員会において概成していた候補地評価基準(案)を審議する時点において、机上調査を基本とする調査を実施し、当該調査対象地の有効性(施設整備の妥当性や実現性等)について評価することとされていた。
- ・最終候補地評価における埋蔵文化財の調査は、その調査の必要可能性及び想定される調査期間を明らかにするものであった。

〔検証結果〕

最終候補地評価の調査目的は、施設整備の実施に当たり影響を及ぼすことが想定される要因等を事前に把握し、その対策を講じること及び施設の特性に応じた調査を実施し、候補地としての優位性を判定することであった。

埋蔵文化財は、事業実施想定区域内においてその調査が必要とされた場合、開発の制限または建設期間の長期化など、事業の実施に当たり影響を及ぼし得る要因となるものである。埋蔵文化財調査の必要可能性及び想定される調査期間を事前に把握するため、埋蔵文化財を最終候補地評価の項目とされたことは適切なものであると考えた。

よって、本委員会としては、組合の見解は妥当なものであると考えた。

(5) 「UPZの評価の必要性」に関する組合の見解の妥当性

〔自治連の意見〕

- ・島根原子力発電所までの距離が最終評価項目に盛り込まれなかったことは何故か。
- ・30km（UPZ）圏内に彦名地区の候補地が含まれているのは周知の事実であり、原発事故の際のリスクが評価項目に入らないことはあり得ないとする。

〔自治連の意見に対する組合の見解〕

- ・土砂災害区域や急傾斜地区域では、法律により施設整備等が規制されており、整備する場合は許可が必要となるが、原子力災害重点区域は、原子力災害時の緊急対応措置の区域を指定するものであり、施設整備に係る規制はないという理由から、第2回用地選定委員会の審議経過の中で、UPZについては、候補地選定の評価基準としないこととされた。
- ・全国の原子力発電所のUPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設（42施設）の設置状況を確認したところ、直近5年間に整備された施設（7施設）について、UPZを考慮して用地を選定された施設はなかった。また、現在、建て替えを行っている施設についてもUPZを考慮して用地を選定された施設はなかった。

〔検証結果〕

上述の「3 検証事項の検証結果、(1) 検証事項1、ウ 検証項目 候補地評価基準におけるUPZの取扱いの妥当性」に関する検証結果に記載したとおり、第2回用地選定委員会においてUPZを候補地選定の評価基準としないとされたことは、候補地評価基準の適切性を欠くものではないと考えた。

また、全国の原子力発電所のUPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設（42施設）においても、用地の選定の際にUPZを考慮されていなかった状況を鑑みると、UPZを候補地選定の評価基準とされなかったことは適切性を欠くものではなかった。

以上のことから、最終候補地評価において、UPZを評価項目とされなかったことは、適切性を欠くものではないと考えた。

よって、本委員会としては、組合の見解は妥当なものであると考えた。

(6) 「最終候補地評価における相対評価の妥当性」に関する組合の見解の妥当性

〔自治連の意見〕

- ・最終評価を点数評価（絶対評価）ではなく、相対評価としたのはなぜか。

- ・最終候補地は、最終候補地評価のみで判断するのではなく、一次評価点及び二次評価点と最終候補地評価を点数化した最終候補地評価点のトータルで判断すべきと考える。

[自治連の意見に対する組合の見解]

- ・一次評価と二次評価を点数評価（絶対評価）とした理由は、構成市町村から報告される調査対象地の数が不明であったため、最終候補地調査の対象となる調査対象地を決定するために一次調査、二次調査の結果を点数化し、順位付けする必要があったためである。
- ・最終候補地評価を相対評価とした理由は、最終候補地評価の対象が2か所であり、優位性を判定するためには、各調査項目を比較すれば足りるためである。
- ・また、第2回用地選定委員会において、評価項目の重み付けをしないこととされたことを踏まえ、最終候補地評価においても評価項目の重み付けはしないこととなり、相対評価となった。

[検証結果]

本委員会としては、廃棄物処理施設の建設候補地の選定にあたっては、定性的なものを含めて総合的に建設候補地としての優位性を判定することが必要であり、点数による評価は必要であるが、点数だけをもって建設候補地を選定することは不十分であると考えます。

用地選定委員会が、構成市町村から報告される調査対象地の数が不明であったため、一次評価及び二次評価において最終候補地調査の対象となる調査対象地を決定するために点数評価（絶対評価）により順位付けをし、最終候補地評価で二つの候補地の優位性を判定するために定性的なものを含めて相対評価をし、候補地の順位付けをされたことは、建設候補地の選定プロセスとしては適切なものであったと考えた。

また、第2回用地選定委員会において、評価項目ごとの重み付けはしないとされたことを踏まえ、最終候補地評価においても評価項目の重み付けはしないこととなり、相対評価とされたものであった。

以上のことから、最終候補地評価を点数評価（絶対評価）ではなく、相対評価によるものとされたことは、合理的なものであると考えた。

よって、本委員会としては、組合の見解は妥当なものであると考えた。

(7) 「最終候補地評価における防災面の評価」に関する組合の見解の妥当性

[自治連の意見]

- ・新しい一般廃棄物中間処理施設は、構成市町村の住民にとって必要不可欠な重要施設であり、永続的に安定した稼働が求められるものであると思う。しかしながら最終候補地選定項目に津波等の防災面の項目がないことに違和感を覚える。

[自治連の意見に対する組合の見解]

- ・防災性（津波、洪水浸水）に関しては、一次評価において評価済みであった。
- ・用地選定委員会における選定の手法として評価項目の重み付けはしないとされたことから、一次評価及び二次評価の評価項目と最終候補地調査の調査項目とは重複しないよう設定する必要があるため、最終候補地評価に防災面の項目は設けないこととされた。

[検証結果]

最終候補地評価の調査目的は、施設整備の実施に当たり影響を及ぼすことが想定される要因等を事前に把握し、その対策を講じること及び施設の特性に応じた調査を実施し、候補地としての優位性を判定することであった。

最終候補地調査の調査項目は、施設整備の実施に当たり影響を及ぼすことが想定される項目として鳥取県環境影響評価条例に規定されている項目及び用地選定委員会による候補地選定と並行して令和4年5月以降に調査対象地において開催された地元説明会で出された意見や質問に対応する項目が設定されているが、防災性に関する項目は、これらに該当する項目ではなかった。

防災性に関する項目は、一次評価において評価されており、用地選定委員会における評価項目ごとの重み付けをしないという議論を踏まえて、一次評価における評価項目と重複しないように最終候補地調査の調査項目に設定されなかったものであった。

なお、組合の候補地評価基準における一次評価の評価項目が最も多い基本評価項目は、防災性であった。

以上のことから、最終候補地評価において防災面の評価をされなかったことは、適切性を欠くものではないと考えた。

よって、本委員会としては、組合の見解は妥当なものであると考えた。

第3 検証結果のまとめ

1 用地選定委員会から組合に提出された答申の有効性について

意見調整委員会において、利害関係者が用地選定委員会の議事に加わった場合、原則として用地選定委員会の答申は無効と解するのが相当であるが、「事後の検証において、選定結果に疑義が生じなかった場合は、例外的に有効になり得る。」とされたことから本委員会において検証することとなったものである。

本委員会は、意見調整委員会から提出された意見書において確認することが求められた以下の検証事項について、組合の候補地評価基準と、比較対象とした自治体の候補地評価基準を比較し、また、用地選定委員会の会議資料を改めて確認した。

検証事項1 候補地評価基準の妥当性

検証事項2 最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定方法の妥当性

検証事項3 最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの基準の妥当性

これにより、用地選定委員会による建設候補地選定結果の合理性、適切性及び客観性について、詳細に検証を行った結果、上述の「第2 結論に至った理由、3 検証事項の検証結果」に記載のとおり、いずれも妥当なものであったことから、用地選定委員会においては、適切な候補地評価基準に基づき、客観的な評価により審議が進められたものと認められた。

また、廃棄物処理施設の建設候補地の選定にあたっては、定性的なものを含めて総合的に建設候補地としての優位性を判定することが必要であり、用地選定委員会が、一次評価と二次評価において点数評価し、最終候補地評価で二つの候補地の優位性を判定したうえで、候補地の順位付けをされたことは、建設候補地の選定プロセスとしては適切なものであったと考えた。

以上のことから、用地選定委員会による建設候補地の選定は合理的に行われたものと考えた。

したがって、本委員会としては、用地選定委員会による建設候補地選定結果に疑義が生じるものではないと考えたことから、用地選定委員会の答申は有効になり得るものと考えた。

2 見解が相違する項目に関する組合の見解の妥当性について

本委員会は、建設候補地選定に関する自治連の理解を得るためには、見解が相違する項目に関する組合の見解について検証する必要があると考えたことから、意見調整委員会から確認を求められた検証事項に加えて、見解が相違する項目に関する組合の見解についても検証することとした。

本委員会は、見解が相違する項目に関する組合の見解について、その妥当性を検証するため、意見調整委員会における自治連の意見及びその意見に対する組合の見解を確認することに加え、組合の候補地評価基準と比較対象とした自治体の候補地評価基準との比較や用地選定委員会の会議資料の確認を行った。

その結果は、上述の「第2 結論に至った理由、4 見解が相違する項目に関する組合の見解の妥当性」に記載のとおり、いずれも妥当なものであると考えた。

付帯意見

本委員会は、意見調整委員会から確認を求められた事項を検証するにあたり、用地選定委員会による建設候補地の選定に関するプロセス全般について検証を行った。その結果は、上述のとおり用地選定委員会による建設候補地選定結果は妥当なものであると考え、また、見解が相違する項目に関する組合の見解も妥当なものであると考えた。

廃棄物処理施設を設置するにあたっては、地元住民の理解が重要であることを踏まえると、本委員会による建設候補地選定結果及び見解が相違する項目に関する組合の見解についての検証結果を地元住民に説明する必要があると考える。

しかしながら、地元住民を対象とした説明会の時間が限られたものであることを考慮すると、多岐にわたって検証した結果を記載した、この報告書を原文のまま説明資料とすることは、適当ではないと考える。よって組合は、この報告書を簡潔にまとめた資料を作成するとともに、必要に応じて本委員会における審議の際に使用した資料を抜粋して説明資料に加えるなどにより、建設候補地の選定について地元住民の理解が得られるよう分かりやすい説明に努められたい。

以上

附属資料

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会の委員構成及び審議経過

1 委員構成

委員名	職名等	備考
さきた しょうご 崎田 省吾	広島工業大学環境学部教授	委員長
おおはし ゆきたか 大橋 唯太	岡山理科大学生物地球学部教授	副委員長
しろ そうきち 城 惣吉	島根大学生物資源科学部助教	
すとう まさし 周藤 将司	松江工業高等専門学校准教授	

2 審議経過

開催回	開催日	審議等の内容
第1回	R 6. 7. 8	・委員会運営の方法の審議 ・委員会の設置に至った経緯及び候補地選定経過の説明 ・検証内容及び方法の審議（用地選定委員会から検証することを求められた検証事項について、検証項目を設定することを決定）
第2回	R 6. 7. 16	・設定する検証項目及びそれに対する検証方法の審議（設定する検証項目及びそれに対する検証方法を決定）
第3回	R 6. 7. 22	・検証項目の審議
第4回	R 6. 7. 29	①第3回用地選定委員会で概成した候補地評価基準（案）の妥当性 ②第4回用地選定委員会において評価基準の表記方法及び評価基準の選択肢の数が変更されたことの妥当性 ③候補地評価基準におけるUPZの取扱いの妥当性 ④第7回用地選定委員会における最終候補地評価に関する基準（対象候補地の基準及び調査目的が変更されたこと）の妥当性 ⑤最終候補地評価における調査項目の設定の妥当性 ⑥最終候補地評価における優位性の判定方法の妥当性 ⑦最終候補地評価における優位性の判定結果の妥当性 ⑧最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの妥当性 ・見解が相違する項目に関する組合の見解の妥当性の審議（上記検証項目の審議に合わせて審議）
第5回	R 6. 8. 6	
第6回	R 6. 8. 20	・検証事項の審議（検証結果の総括） ・報告書(案)の審議
第7回	R 6. 8. 29	・報告書(案)の審議（決定）

